

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人寿楽会が設置する介護老人保健施設箕面グリーンビィラにおいて実施する指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕事業（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思および人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 1. 事業所が実施する事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行う事により、療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

指定介護予防短期入所療養介護においては、要支援状態の利用者が可能な限り自立した日常生活を居宅で継続できるよう、看護・医学的管理の下で介護、機能訓練、必要な医療および日常生活支援を提供し、介護予防と療養生活の質の向上、心身機能の回復を図る。

2. 事業所は、法人理念である「医療を通じた人々との心のふれあい」を基に信条として「心を込めた医療とケアで安心とゆとりをお届けします」「明るく楽しい家庭的な生活サービスと行き届いた医療ケアを提供します」「まごころと敬愛をもって、個人の尊厳やプライバシーを大切にします」「個人個人に適応したリハビリテーションを提供し、自立を支援します」「居宅においてもできる限り質の高い生活ができるよう援助します」を掲げ、実践する。

3. 事業所は、利用者の意思および人格を尊重して、虐待防止のため、必要な体制整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるとともにその者の立場にたったサービスの提供に努める。

4. 事業所は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を適切に行う。

5. 事業所は、相当期間以上に渡り継続して入所する利用者については、指定短期入所療養介護計画〔指定介護予防短期入所療養介護〕に基づき、指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供にあたって必要な注意を払い、指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供が画一的なものとならないよう配慮して行う。

6. 指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕従事者は、指定短期入所療養介護〔指

定介護予防短期入所療養介護」の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行う。

- 7.事業所は、自らその提供する指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 8.事業所は、事業を運営するにあたって、地域との結びつきを重視し市町村、広域連合、他の居宅サービス事業者その他の保険医療サービスおよび福祉サービス提供事業者との連携に努める。また、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
- 9.前8項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定ならびに指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第115号)」、介護保険法(平成9年法律第123号)、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)」の定める内容を遵守し事業を実施する。

(事業の名称等)

第3条 事業所の名称および所在地は次の通りとする。

1. 名 称 社会医療法人 寿楽会 介護老人保健施設箕面グリーンビィラ
指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕事業所
2. 所在地 大阪府箕面市栗生間谷東一丁目33番25号

(従業者の職種、員数および業務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数および業務の内容は次のとおりとする。

1. 従業者の職種および員数

管理者	1人
医師	1人以上
看護職員	10人以上
介護職員	24人以上
支援相談員	1人以上
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	1人以上
管理栄養士	1人以上
介護支援専門員（他職種兼務）	1人以上
事務職員	1人以上

2. 業務内容

(入退所に係る援助・支援)

- (1) 常に利用者の病状、心身の状況、希望およびその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切な指導を行い、サービスを提供する。
- (2) 利用者の心身の状況や病状、その家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由、または利用者の家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学

的管理下の下における介護および機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある方を対象に療養室において指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕を提供する。

- (3) 指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕従業者と協議の上、指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕計画を作成する。
- (4) 指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に適合するよう作成する。
- (5) 指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕計画を利用者に交付する。
- (6) 診療の必要性があると認められる疾病または負傷に対して、的確な診断に基づき、療養上適切に行う。
- (7) 利用者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供する事が困難であると認めた時は、他の医師の診療を求める等診療について適切な措置を講じる。
- (8) 利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。
- (9) 利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状および心身の状況に応じ、適切な技術をもって看護および医学的管理の下における介護を行う。
- (10) 1週間に2回以上、適切な方法により入浴または清拭を行う。
- (11) 利用者に対し離床・着替え・整容その他日常生活上の世話を適切に行う。

(利用定員)

第5条 事業と一体的に指定介護予防短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の事業を実施する場合には、両事業の利用者数の合計が、当該日の介護保険施設サービスの当該定員を超えない範囲で実施する事が出来る。但し、災害等その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(利用料その他の費用の額)

第6条 指定短期入所療養介護事業を提供した場合の利用料の額は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生労働省告示第19号)に因るものとし、当該指定短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用の基準額から当該指定短期入所療養介護事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。また、指定介護予防短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受ける。

2. 法定代理受領以外の利用料については、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する

る基準(平成12年厚生労働省告示第19号)の額とする。

3. 当該事業所は前項に定める支払いを受ける額その他、別表利用料一覧表に掲げる費用の支払いを請求する。
4. 前項に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

(通常事業における送迎対象地域)

第7条 通常の送迎対応地域は、事業者が日常的にサービスを提供する地域とし、箕面市、茨木市、吹田市、豊中市および池田市の一部区域を含む。

(衛生管理等)

第8条 事業所は、指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕を提供する施設、設備および備品または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療用具の管理を適正に行う。

2. 事業所はにおいて感染症が発生しまたはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 事業所における感染症や食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症や食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症や食中毒の予防およびまん延の防止のための研修・訓練を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
 - (5) 栄養士および調理師等厨房従事者は月1回検便を行う。
 - (6) 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の利用にあたっての留意事項を以下の通りとする。

1. 利用者は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取する。食費は第7条に利用料として規定されるものであるが、同時に事業所は利用者の栄養状態の把握および管理も業務内容に関わる事から食事内容を管理、決定出来る権限の委任を受けるものとする。
2. 利用者は火災または盗難の予防に自ら努めなければならない。
3. 利用者のサービス提供時の飲酒、喫煙は禁止する。
4. 利用者は、事業所および併設施設内の設備、機器の使用にあたっては、事業所従業員の指導または指示に従う。
5. 利用者は、多額の現金・貴重品・ペット・刀剣および火器類等特別な持ち込みを禁止する。
6. 利用者の営利行為、宗教活動、特定の政治活動および他の利用者への迷惑行為等は禁止する。

7. 利用者が事業所の規律に違反した場合、もしくは他の利用者等に特別の迷惑がかかる場合は、事業所はその利用を拒否する場合がある。

(事故発生の防止および事故発生時の対応)

第10条 事業所は、事故発生の防止のための指針を定め、介護医療事故を防止するための体制を整備する。また、報告された事案に対し分析を行い、改善策を職員に周知する。

1. 事業所は、前項の事故の状況および事故に際して取った処置について記録をする。
2. 事業所は、利用者に対する指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時における対応方法)

第11条 事業所は、指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画および風水害、地震、大規模災害等の災害に退

所する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して防災および非常災害対策を行う。

1. 防火管理者には、事務責任者もしくは適格者を充てる。
2. 火元責任者には、事務職員および各設備責任者を充てる。
3. 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
4. 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
5. 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるための自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
6. 食糧、飲料水等の確保備蓄に努める。
7. 防火管理者は、当該事業所職員に対して防災教育、消防訓練を実施する。

(1) 防災教育および基本訓練(消火・通報・避難) 年2回以上
内、1回は夜間を想定した訓練を行う。

(2) 利用者を含めた総合避難訓練 年1回以上

(3) 地震および大規模災害を想定した訓練 年1回以上

(4) 非常災害用設備の使用法訓練 随時

その他必要な災害防止対策について必要に応じ対処する体制を設ける。

(苦情処理)

- 第13条 1.事業所は、指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供に係る利用者および家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずる。
- 2.事業所は、提供した指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、および市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 3.事業所は、提供した指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

- 第14条 事業所は、利用者または家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- 2.事業者が得た利用者または家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、あらかじめ書面により利用者または家族の同意を得る。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずる。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2.事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供を継続的に実施するため、および非常時の体制

で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2.事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施する。
- 3.事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（身体拘束）

第17条 事業所は、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

2.事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（褥瘡対策）

第18条 当該事業所は、褥瘡が発生しないよう適切に介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止する為の体制を整備する。

（地域等との連携）

第19条 市町村等が実施する事業において事業所に協力要請があった場合、速やかに協力する。

（記録等の整備）

第20条 利用者に対する指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、当該記録等に係る指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕を完結した日から5年間保存する。

1. 当該事業所における従業者、設備、備品および会計に関する記録
2. 短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕計画の記録
3. 提供した具体的なサービス内容の記録および診療記録
4. 市町村への通知に係る記録
5. 苦情の内容等の記録

6. 事故の状況および事故に際して行った処置についての記録

(入所者の安全および介護サービスの質の確保等)

第21条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進および職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を定期的に開催する。

(職員の健康管理)

第22条 職員は当該事業所が行う年1回の健康診断を受診する。但し、夜間勤務従事者は年2回の健康診断を受診する。

(その他運営に関する留意事項)

第23条 事業所は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年2回

2.従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3.事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4.事業所は、適切な指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

5.事業所は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用者負担の額、苦情処理の対応およびプライバシーポリシーについては施設内に掲示を行う。また、運営規定、重要事項をウェブサイトに掲載する。

6.この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人寿楽会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

(附則)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。
平成15年4月1日より改定する。
平成16年5月1日より改定する。
平成17年10月1日より改定する。
平成18年4月1日より改定する。
平成19年12月1日より改定する。
平成22年8月1日より改定する。
平成23年3月1日より改定する。
平成25年1月1日より改定する。
平成26年4月1日より改定する。
平成26年12月5日より改定する。
令和 元年 7月1日より改定する。
令和 元年10月1日より改定する。
令和 2年 4月1日より改定する。
令和 6年 4月1日より改定する。
令和 7年 4月1日より改定する。

【別表】介護老人保健施設 箕面グリーンビィラ

短期入所療養介護【指定介護予防短期入所療養介護】利用料一覧表

	項 目	金 額
1	食事の提供に要する費用	朝食 330円 昼食 700円 (間食含む) 夕食 550円 1日契約設定額
2	居住に要する費用	従来型個室 1,728円/日 多床室 437円/日
3	利用者が選定する特別な療養室料	個室 3,300円(税込) 2人室 1,650円(税込)
4	理美容代	散髪料(男女共通) 1,500～円/回
5	電源設備使用料	個人での電源設備使用料として1品目につき 55円/日
6	日用品費	ボディソープ、シャンプー・リンス、ティッシュペーパー、おしぼり・タオル・フェイスタオルなど、石鹸・ペーパータオルなど(※業者と契約ください) 150円/日
7	教養娯楽費	趣味活動等の参加費用 150円/日
8	特別行事費	小旅行、観劇、お花見等の特別行事への参加費用 実 費
9	健康管理費	インフルエンザ予防接種等の費用 実 費
10	文書料	診断書、証明等の費用 2,200円/件(税込)
11	私物洗濯代	委託業者に洗濯を依頼された時の費用 実 費
12	コインランドリー使用料	療養階備え付け機器の使用料 30分あたり 100円(税込)

- 1 食事に要する費用および居住に要する費用について、介護保健法施行規則第83条の8の規程により介護保険負担限度額認定の交付を受けたものにあつては、当該認定証に記載されている負担限度額とする。尚、居住に要する費用について指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基準により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する場合は多床室の費用の額の支払いを受ける。
- 2 居住に要する費用および利用者が選定する特別な療養室料について、外泊中はこれを徴収出来る。但し、外泊中のベッドを介護保健施設サービス、介護予防短期入所療養介護【指定介護予防短期入所療養介護】利用者が利用した場合はその利用者より支払いを受ける。